

平成12年9月18日

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 事業政策課
「IT革命を推進するための電気通信事業における
競争政策の在り方」担当殿

東京都千代田区内幸町1-1-3
東京電力(株)企画部 永田哲朗

電気通信審議会では、IT革命を推進するための競争政策について審議するため特別部会を設置し、今後検討を進めていくことを新聞報道で知りました。この問題については電気事業者としても大いに関心のあるところであり、検討の開始にあたって特に以下の点について意見を申し上げたいと思いますので、宜しくお取りはからいください。

IT時代に対応したネットワークインフラを構築するにあたって競争環境を整備していくことは、世界的な大きな流れに沿った適切な方策であり、日本経済にとって望ましい方向であると考えている。

電気事業者としても、高度情報通信社会の実現に向け、情報通信インフラの円滑な整備が重要であることは十分認識しており、そのためにもできる限りの協力をしていきたいと考えている。

しかしながら、その具体的な展開を進める際には、既存の枠組みや制度とも十分に整合性のとれたバランスのある方策が選択される必要がある。

具体的には、検討テーマの2にある「競争政策の基本的枠組み」において、主要な論点として「線路敷設の円滑化方策」が挙げられているが、これについては次のような事実と問題点があり、今後の検討にあたってはこれらについて十分考慮されることを強く要望する。

<事実>

- 関係省庁会議において平成10年12月に公表された検討結果報告書の趣旨を踏まえ、電力各社は昨年3月に電柱共架に関するパンフレットを作成し、共架料金・条件、対応窓口等を公表するとともに、通信事業者やケーブルテレビ事業者等からの利用申し込みに対して、公平かつ公正な運用に努めてきたところである。
- ここ1年間の実績を見ても、全国で20万本程度の電柱共架申し込みがあり、ほぼ全数についてご利用頂いている。

このことは、電気事業者と電気通信事業者との自主的な商取引が、特に大きな支障もなく行われていることを示唆しており、今後も業界自主ルールの定着を見守っていくことが、規制緩和の流れに沿うものである。
- 一方、管路・洞道については、これまで具体的な利用申し込みがほとんど無かったこと、また、設備の効率的な形成の観点から、将来の需要増に見合った必要最低限のスペース以外には、基本的には空きスペースを確保していないといった理由から、電柱に比べて利用実績は極めて少なかった。

しかしながら、近年における情報通信事業の急速な発展を背景として、管路・洞道等の有効活用を求める声が国内外に高まってきたことから、電力供給に支障を及ぼさないことを前提に、利用にあたっての手続きや料金などについてパンフレット等を通じて一般に公表したところである（今年6月）。
- こうした自主的な改善措置について、今年3月に公表された関係省庁会議によるレビュー結果でも、「線路敷設の円滑化が進展している現状等から、事業者に対して設備の提供を新たに義務づける必要性は見いだせなかった。」とされている。
- また、電気事業としては、通信用として光ファイバーによるネットワークを構築していることから、その一部を心線貸しという形で提供するなど、設備の有効利用の観点からいくつかのメニューを用意させて頂いている。

<問題点>

- 「線路敷設権」の法制化によって設備の開放を義務づけることは、設備を所有する企業の私的財産権を制限するだけでなく、地権者の私的財産の制限にもつながることから、今後の電柱建設に極めて重大な影響を及ぼすことに

なる。

すなわち、我が国においては電柱の7割が私有地に建設されており（道路法により私有地建設が優先され公道上の建設が許されないケースが多い）地権者の電気事業に対する理解と協力のもとに電柱を建設しているのが実態である。したがって、通信設備が法律によって強制的に共架できるような仕組みを制定すれば地権者の負担感は一層高まり、今後の電柱建設は著しく困難となる恐れがある。

- ・ 1本の電柱に対し各社毎にケーブルを敷設する方向を指向する線路敷設権の導入は、設備の重複投資となるばかりでなく美観を損なうことにもなる。

さらに、7月に公表された「地域アクセス網における実質競争の実現方策に関する研究会」の報告書（以下「研究会報告書」と略記）についても、上記の指摘が全くそのまま当てはまるが、競争政策の検討内容にも深く関連することから、以下の点についても追加して指摘しておきたい。

< ガイドライン化・法制化について >

- ・ 前述したとおり、関係省庁会議のレビューにおいて、「線路敷設権に関する苦情、問題点は明確化されなかった」、「線路敷設の円滑化が進展しているとの現状から義務づける必要はない」等の統一見解が3月に示されているにもかかわらず、「研究会報告書」では「行政によるガイドラインが必要」、「できるだけ早期に法的ル・ル化が必要」といった統一見解をはるかに逸脱する内容になっており、整合性に欠けるものである。

「研究会報告書」にあるように、「現在公益事業者が通信事業者への電柱、管路の提供につき自主的改善措置を実施しているところ」という状況認識であるならば、改善措置実施後の効果も確認できない段階で、ガイドライン策定や法制化に言及するのは時期尚早である。

< 公益事業特権について >

- ・ 「研究会報告書」では、「電柱等が公益事業特権を背景に整備された」とされているが、電気事業は電気通信事業法73条に定められた優先的な取り

扱いはないなかで、私有地の電柱について地権者との任意契約により設置しており、公益特権に基づくものは皆無である。

したがって、公益事業特権で得たものは他社に利用させるべきであるという考え方や「社会的要請」は全く根拠がないものとする。

以 上